

- 平成21年に港区景観計画を策定し、景観法に基づく建築計画に際しての届出制度の活用により、良好な景観形成の誘導を図るとともに、「港区景観街づくり賞」の創設により、良好な景観形成に対する意識の啓発を進めてきました。

■ 港区景観計画

【策 定】平成21年 8月

【前回改定】平成27年12月 改定

【主な改定内容】

- ①届出対象規模等の見直し
 - 届出対象を高さ31m→15mに引下げなど
- ②景観形成基準の拡充
 - 斜面緑地の景観形成基準の追加など
- ③景観形成特別地区の拡充
 - 外濠周辺景観形成特別地区の追加など
- ④歴史的建造物を核とした景観形成・保全の拡充
 - 新たな景観形成基準の追加など



➡港区では、景観計画及び景観条例により、一定規模を超える建築物の建築等にあたり、景観協議を義務付けています。

景観計画改定に向けた検討について

- 港区景観街づくり賞(平成23年度創設)及び港区景観街づくり奨励賞(平成25年度創設)

名称	内容	件数	受賞例
景観街づくり賞	特に優れていると認める施設	26件	・R7 田町タワー ・R6 3rd MINAMI AOYAMA
景観街づくり奨励賞	より一層の良好な景観形成を期待する施設	33件	・R7 ブリリアタワー浜離宮 ・R6 ジューテック本社ビル



R7田町タワー



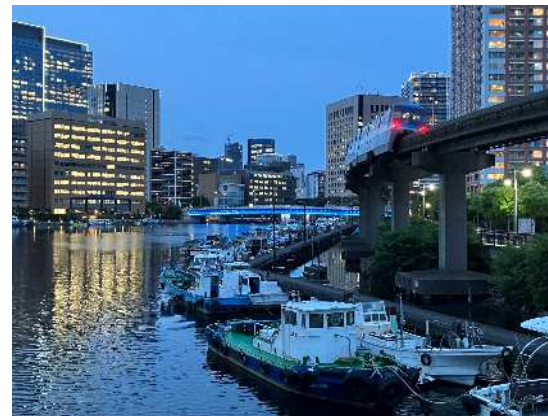
R7ブリリアタワー浜離宮



- 港区区民景観セレクション(景観計画改定後、平成29年度創設)
対象:「区民が誇り愛着を持つ街並みその他の景観」として区民等により応募されたもの



R7電車、モノレールが見えるグリーンウォーク



R6夕暮れの運河の船溜まり



R5朝の三解脱門とグランド松

景観計画改定に向けた検討について

港区の歴史的景観を継承する
仕組みづくりに関する提言
～歴史的建造物・歴史的樹木をとりまく～

令和5年3月
港区景観審議会

『港区の歴史的景観を継承する仕組みづくりに関する提言』(以下、「提言書」)で示された方針やそれに基づく新たな制度の導入にあたり景観計画を改定します。

提言書

区が歴史的建造物等を守る仕組みづくりを進める上での方針

常にまちが変化し続ける港区において、
歴史と未来をつなぐ歴史的建造物等を守り、育て、親しみ、
その周辺の街並みとの調和により、港区らしい歴史的景観の継承を目指す



具体的な取組や仕組み

調査

調査の拡充

〔歴史的建造物〕

- ・ 歴史的建造物候補の新規調査（新しい歴史的建造物のリストアップ）【重点】
- ・ 定期的な歴史的建造物の存否確認調査
- ・ 滅失建物の記録・保存・公開

〔共通〕

- ・ 区民等による歴史的建造物等候補の推薦制度の構築（仮称 歴史的建造物セレクション）

保存・活用を促進するための歴史的建造物等の所有者に対する支援

〔共通〕

- ・ 景観法に基づく現行制度の課題を踏まえた新たな制度の構築【重点】
- ・ 外観の改修等に対する工事（建造物）や維持管理（樹木）費用の補助・アドバイザーの派遣【重点】
- ・ 保存・活用を支援するファンドの設置
- ・ 相談窓口の設置・所有者への積極的な情報提供（パンフレット等）【重点】

〔歴史的建造物〕

- ・ 所有者へのアンケートの実施【重点】
- ・ 建築基準法の適用を除外する仕組みの構築（条例制定等）

〔歴史的樹木〕

- ・ 並木や樹群のような「群」の樹木として扱うことのできる制度の構築【重点】
- ・ 公共所有の樹木の指定【重点】

保存・活用事例の公開・共有

〔歴史的建造物〕

- ・ 保存の多様な在り方（一部保存や建築基準法適用除外の事例等）の事例集の作成【重点】

保存・活用者の顕彰

- ・ 〔共通〕保存・活用事例の顕彰（所有者や活用者への表彰やプレート等の贈呈）【重点】

区の観光・プロモーション制度による情報発信

- ・ 〔共通〕観光ルートの作成やツアーの実施

魅力の普及啓発

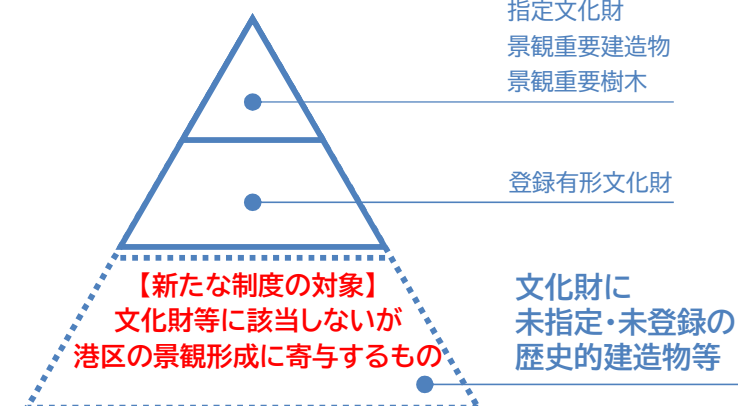
- ・ 〔共通〕景観表彰制度を活用した普及啓発の実施【重点】
- ・ 〔共通〕専門家による講演会・シンポジウムの実施
- ・ 〔共通〕見学会やイベントの実施

【重点】＝短期的に実現するべき取組みや仕組み

景観計画に反映 していく内容

その1
港区の特徴を活かした
方針(考え方)の位置づけ

その2
新たな制度の対象



景観計画の改定予定箇所

- 港区景観計画では、第4章「地域のシンボルとなる景観資源を保全する」の中で、景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定方針等が記されているため、**内容及び構成を見直します**。
- 昨年度の提言を踏まえて「**歴史的景観の継承の考え方**」を追加します。
- 第4章 1 歴史的建造物を核とした景観形成・保全 の冒頭にある、**図「歴史的建造物の位置」及び「歴史的建造物一覧」**を時点修正します。
- さらに、「**新たな制度の登録要件**」を追加し、元ある「景観重要建造物の指定方針」及び「景観重要樹木の指定方針」は、内容を更新します。

➡提言書で検討した「緩やかな保存」や「歴史的建造物等の保存と都市機能の更新の両立」等の港区ならではの歴史的建造物等に対する考え方や、継承の必要性を示します。

目次の改定(案)

旧	改定予定箇所
第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する リード文に歴史的景観の継承の考え方を追記
1 歴史的建造物を核とした景観形成・保全 (1) 歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺 (2) 東京タワー周辺	1 新たな制度の登録
2 景観重要建造物の指定方針	2 景観重要建造物の指定 (更新)
3 景観重要樹木の指定方針	3 景観重要樹木の指定 (更新)
	4 歴史的建造物を核とした景観形成・保全 ※ (1) 歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺 (2) 東京タワー周辺 ※：図「歴史的建造物の位置」及び一覧の更新

景観計画の内容を見直す箇所の確認

- 第4章のリード文の説明書き部分に**歴史的景観の継承の考え方**を追記します。
- 歴史的建造物の位置を示す図及び一覧は、前回の景観計画改定後から増加しており、「**歴史的建造物**」の定義の見直しや**新規指定・登録**を確認し、**更新**していきます
- 「**新たな制度の登録要件**」を追加するとともに、「**景観重要建造物・樹木の指定方針**」の内容は、「**新たな制度**」の創設等に合わせ、必要な箇所を**更新**していきます。

■港区景観計画 第4章の抜粋

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

港区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。これらの歴史的建造物は、周辺の環境の中で人々の営みと関わりながら歴史的または文化的な価値を形成してきたものです。したがって、歴史的建造物を中心とした景観を保全するには、文化財保護法等により保護されている建造物単体のみを捉えるだけでなく、その周辺環境との関係を含めて捉える視点が求められます。

※検討中

そこで、歴史的建造物の周辺環境を含めて景観形成基準等を新たに定め、景観法に基づく届出制度を活用して、文化財保護法等と協働しつつ、歴史的建造物及びその周辺の景観形成・保全を図ります。

また、個性豊かな景観を守るためには、文化財等に際らず、自然、歴史、文化等からみて、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切です。そのため、これまで区や都が独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の施策と連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木制度を活用していきます。

1 歴史的建造物を核とした景観形成・保全

景観法に基づく届出制度を活用し、歴史的建造物を核とした歴史的景観の形成・保全を図ります。



※検討中

歴史的建造物の位置

市本図は概ねの位置を示したものです。

◆文化財建造物
＜国指定重要文化財＞
1. 旧東京御所
2. 増上寺（総説）
3. 宝善院（徳川家廟）
4. 旧台場回廊門
5. 慶應義塾三田義経館
6. 慶應義塾図書館
7. 増上寺大雄宝殿
8. 明治学院インテリゲンシア館
9. 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館）
10. 福寿宮
11. 大倉集古館陳列館
12. 東京水産大学蔵丸
13. 慶應義塾門外（旧健母）
14. 三菱電機株式会社高輪本社
15. 常照院本堂内陣
16. 妙正院庭園
17. 心光院本門
18. 菊池寛実記念智恵術館別館
19. キリスト教会フレンズセンター
20. 国際文化会館本館
21. 大塚会館
22. 虎ノ門大坂屋敷店舗
23. 東京タワー
＜都指定有形文化財＞
24. 永田神社社殿
25. 増上寺経蔵
＜区指定有形文化財＞
26. 明治学院記念館
27. 増上寺旧方丈門
28. 旧方丈邸および馬小屋
29. 明治学院記念館
30. 金比羅宮別荘
31. 増上寺光厳（旧法善院）表門
32. 南正会堂および山門
33. 旧協和会館
34. 善福寺本堂
＜区登録有形文化財＞
35. 南正門
36. 増上寺地蔵（神庫）
37. 泉岳寺中門
38. 泉岳寺山門
39. 浅野長矩および幸徳義経墓所門
40. 水鏡舎（元甲府宰相廟重慶屋敷）
（平成27年9月現在）

◆区外文化財建造物（掲載するもの）
＜国登録有形文化財＞
41. 旧文部省庁舎

◆歴史的建造物
＜都認定歴史的建造物＞
1. 西町インターナショナルスクール（松方ハウス）
2. 虎ノ門 金刀比羅宮
3. 日本基督教団安達記念教会
4. 港区立高輪台小学校
5. 高輪消防署二本提出所
6. 聖心女子学院正門

※1 歴史的建造物：以下のものを指す。
・文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物
・景観法に基づく景観重要建造物
・東京都景観条例に基づく都認定歴史的建造物
※2 対象範囲外に新たに指定・登録・認定された建造物等も歴史的建造物とする。

2 景観重要建造物の指定方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、都は、文化財とは別に、選定歴史的建造物制度を創設し、歴史的な価値を有する建造物の保全に努めてきました（図表1）。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的、歴史的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

※検討中

そこで、景観重要建造物について、区や都及び区の指定文化財、東京都選定歴史的建造物などの指定・登録状況や、所有者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる建造物を広く指定していきます。

また、区は、景観重要建造物の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる建造物の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道徳その他の公衆の利益を損ねることのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するもの（以下「**新たな制度を反映（今回検討部分）**」）とします。

- 地域のシンボルとして位置づけられるもの
- 港区の自然、歴史、文化等の特色を顕著に表すもの
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

図表1 建造物の保全に関する諸制度

区分	主な指定・登録・選定基準
国指定重要文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高く、各時代の典型となるものなど
国登録有形文化財	建設後50年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているものなど
都指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高いもの
区指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、区的歴史・文化において価値が高いもの
区登録有形文化財	区指定有形文化財の歴史及び文化を知る上で必要なもの
都認定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物であって、東京の歴史及び文化を特徴づけているものなど
景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの（重要文化財を除く）

※景観重要樹木の指定方針も同様箇所修正

景観計画における「新たな制度」の登録要件の追加案

- 港区ならではの要素を踏まえ、**新たな制度の登録要件**を以下のとおり**追加予定**です。

現在の計画

■景観重要建造物の指定方針

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

■景観重要樹木の指定方針

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

提言書の視点である
「緩やかな」制度の反映
まずは新制度の間口を
広げることで
景観重要建築物等への
指定の後押しも

改定(案)

■新たな制度(※)の登録要件

新たな制度(※名称決定後、文言差替え)は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物等のうち、以下のいずれかに該当するものを登録します。

- 地域の良好な景観の形成に寄与している建造物等(現在、地域の景観形成を成しているもの)
- 地域の良好な景観の形成への寄与が期待される建造物等 (将来的に、地域の景観形成を期待するもの)

■景観重要建築物の指定方針／景観重要樹木の指定方針

…(次ページで説明)

- ✓ 現在・将来において景観形成への寄与を考慮
- ✓ 所有者がより制度を利用し易く、幅広く捉えられるようなものをイメージ
- ✓ 景観重要建造物の指定の方針とは異なる方が「緩やかな」制度を表現できると想定

景観計画における景観重要建造物・樹木の指定方針の更新案

- 港区ならではの要素を踏まえ、**景観重要建造物/樹木の指定方針**を下記のように**更新予定**です。
現在の計画

■景観重要建造物の指定方針

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

■景観重要樹木の指定方針

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

景観審議会で議論
された「港区らしさ」
といった視点を
踏まえ見直し

改定(案)

■景観重要建造物の指定方針

景観重要建築物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定します。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、**地形、坂**、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物
- (新たな制度)に登録された建造物(所有者の同意が得られたものに限る)

■景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定します。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木
- 港区の自然、**地形、坂**、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木
- 地域の魅力や風格の向上に寄与し、緑の軸の形成に重要な役割を果たす樹木、並木等
- 建物と一体的に景観を形成している樹木
- (新たな制度)に登録された樹木(所有者の同意が得られたものに限る)

参考) 千代田区：部分的な保存や新築の歴史的建造物（復元）の指定事例

千代田区の景観制度においては部分的に保存されて新しい建物と融合している建物や復元された歴史的建造物等も指定対象となって、評価がされています。

20

千代田区景観まちづくり重要物件

お茶の水スクエア A 館

指定日 2003（平成 15）年 6 月 9 日

所在地 神田駿河台一丁目 6 番地

設計者 磯崎新アトリエ

竣工 1987（昭和 62）年

文化財等
指定状況



65

千代田区景観まちづくり重要物件

三菱一号館

指定日 2024（令和 6）年 12 月 23 日

所在地 丸の内二丁目 6 番 2 号

設計者 株式会社三菱地所設計

竣工 2009（平成 21）年 4 月

文化財等
指定状況



▲三菱一号館

景観計画の新旧対照イメージ

■現行計画

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

池区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。これらの歴史的建造物は、周辺の環境の中で人々の営みと関わりながら歴史的または文化的な価値を形成してきたものです。したがって、歴史的建造物を中心とした景観を保全するには、文化財保護法等により保護されている建造物単体のみを捉えるだけでなく、その周辺環境との関係を含めて捉える視点が求められます。

そこで、歴史的建造物の周辺環境についての景観形成基準等を新たに定め、景観法に基づく届出制度を活用して、文化財保護施策と協調しつつ、歴史的建造物及びその周辺の景観形成・保全を図ります。

また、個性豊かな景観を守るためには、文化財等に限らず、自然、歴史、文化等からみて、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切です。そのため、これまで区や都が独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の施策と連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木制度を活用していきます。

■変更案

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

池区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。これらの歴史的建造物は、周辺の環境の中で人々の営みと関わりながら歴史的または文化的な価値を形成してきたものです。したがって、歴史的建造物を中心とした景観を保全するには、文化財保護法等により保護されている建造物単体のみを捉えるだけでなく、その周辺環境との関係を含めて捉える視点が求められます。

そこで、歴史的建造物の周辺環境についての景観形成基準等を新たに定め、景観法に基づく届出制度を活用して、文化財保護施策と協調しつつ、歴史的建造物及びその周辺の景観形成・保全を図ります。

また、個性豊かな景観を守るためには、文化財等に限らず、自然、歴史、文化等からみて、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切です。そのため、これまで区や都が独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の施策と連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木制度を活用していきます。

「歴史的景観の継承の考え方」 を新規追加予定

(参考)千代田区景観計画 8章抜粋

8. 1. 景観資源の保全・活用の考え方

地域の特徴的な景観をつくりだしてきた建造物や樹木を、地域の景観資源として積極的に保全・活用していくために、景観まちづくり重要物件制度や景観重要建造物・樹木制度等を活用していきます。

8.1.1. 景観資源の保全・活用の考え方

- 千代田区では、多種多様な建造物や樹木がまちに存在し、これらの建造物や樹木の中には、長い歳月を経て、人々に親しまれ、固有の景観をつくり出してきたものがあります。こうした景観上重要な建造物や樹木を、地域固有の景観資源として積極的に保存していくとともに、そのための支援を実施していきます。
- 景観資源とは歴史的・文化的価値があるものだけではなく、新しく建築される建造物にも優れた景観資源になりうるものがあります。景観上優れた建造物については、積極的に景観資源として評価し、位置づけていきます。
- 景観資源を活かすために、その周辺の建築物等も併せて景観誘導することが必要です。このためには、景観資源を中心に周辺を含めて具体的なルールを策定し、景観形成へとつなげていきます。

8.1.2. 景観資源の保全・活用の方法

- 各種制度を活用することにより建造物や樹木等の保全・活用を図っていきます。
- 指定された歴史的建造物等については、保全・活用に必要な技術的支援を行います。

景観計画の新旧対照イメージ

■現行計画

なし

■変更案

「1 新たな制度の登録」
制度の説明と登録要件
を新規追加予定

(参考)千代田区景観計画 8章抜粋

8.2.1. 景観まちづくり重要物件の指定の方針

- ☐ 景観上重要であると認められる建築物や工作物その他の物件、また区民等の活動により景観まちづくりに寄与している建築物等を千代田区景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり重要物件」として指定します。デザイン等を工夫し、千代田区の景観まちづくりに貢献している建築物等については、区の広報媒体を利用して周知していきます。
- ☐ 指定した建築物等の保存工事を行う際には、専門家の派遣や工事費の一部を助成するなど積極的な支援を行います。

景観計画の新旧対照イメージ

■現行計画

2 景観重要建造物の指定方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、都は、文化財とは別に、選定歴史的建造物制度を創設し、歴史的な価値を有する建造物の保全に努めてきました(図表1)。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的、歴史的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

そこで、景観重要建造物については、国の登録文化財や都及び区の指定文化財、東京都選定歴史的建造物などの指定・登録状況や、所有者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる建造物を広く指定していきます。

また、区は、景観重要建造物の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる建造物の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

図表1 建造物の保全に関する諸制度

建造物関連	区分	主な指定・登録・選定基準
	国指定重要文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高く、各時代の典型となるものなど
	国登録有形文化財	建設後50年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているものなど
	都指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高いもの
	区指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、区の歴史・文化において価値が高いもの
	区登録有形文化財	区指定有形文化財及び区の歴史及び文化を知る上で必要なもの
	都選定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物であって、東京の歴史及び文化を特徴づけているものなど
	景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの(重要文化財を除く)

■変更案

2 景観重要建造物の指定方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、都は、文化財とは別に、選定歴史的建造物制度を創設し、歴史的な価値を有する建造物の保全に努めてきました(図表1)。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的、歴史的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

そこで、景観重要建造物については、国の登録文化財や都及び区の指定文化財、東京都選定歴史的建造物などの指定・登録状況や、所有者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる建造物を広く指定していきます。

また、区は、景観重要建造物の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる建造物の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

図表1 建造物の保全に関する諸制度

建造物関連	区分	主な指定・登録・選定基準
	国指定重要文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高く、各時代の典型となるものなど
	国登録有形文化財	建設後50年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているものなど
	都指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高いもの
	区指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、区の歴史・文化において価値が高いもの
	区登録有形文化財	区指定有形文化財及び区の歴史及び文化を知る上で必要なもの
	都選定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物であって、東京の歴史及び文化を特徴づけているものなど
	景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの(重要文化財を除く)

更新予定

P7の通り、更新予定

新たな制度を新規追加予定

景観計画の新旧対照イメージ

■現行計画

3 景観重要樹木の指定方針

樹木についても、建造物と同様、これまで学術上特に価値の高いものは、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、天然記念物として保全の措置が講じられてきました。また、区は、天然記念物とは別に、保護樹木・樹林制度を創設し、一定規模以上の樹木や樹林、生垣などの保全に努めてきました（図表2）。

景観法に基づく景観重要樹木制度は、学術的に価値の高い樹木に限らず、景観上の特徴を有する樹木を広く指定することができます。

そこで、景観重要樹木については、都及び区の天然記念物の指定や、管理者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる樹木を広く指定していきます。

また、区は、景観重要樹木の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる樹木の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第8条第2項第3号に規定する景観重要樹木の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

図表2 樹木の保全に関する諸制度

樹木関連	区分	主な指定・登録・選定基準
	国指定天然記念物	学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの
	都指定天然記念物	学術上貴重で、東京都の自然を記念するもの
	区指定天然記念物	学術上貴重で、区の自然を記念するもの
	区保護樹木・樹林	1.5mの高さで幹の周囲が1.2m以上の樹木、面積200㎡以上の樹林、長さ20m以上の生垣など
	景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの（国指定天然記念物を除く）

■変更案

3 景観重要樹木の指定方針

樹木についても、建造物と同様、これまで学術上特に価値の高いものは、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、天然記念物として保全の措置が講じられてきました。また、区は、天然記念物とは別に、保護樹木・樹林制度を創設し、一定規模以上の樹木や樹林、生垣などの保全に努めてきました（図表2）。

景観法に基づく景観重要樹木制度は、学術的に価値の高い樹木に限らず、景観上の特徴を有する樹木を広く指定することができます。

そこで、景観重要樹木については、都及び区の天然記念物の指定や、管理者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる樹木を広く指定していきます。

また、区は、景観重要樹木の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる樹木の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第8条第2項第3号に規定する景観重要樹木の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

図表2 樹木の保全に関する諸制度

樹木関連	区分	主な指定・登録・選定基準
	国指定天然記念物	学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの
	都指定天然記念物	学術上貴重で、東京都の自然を記念するもの
	区指定天然記念物	学術上貴重で、区の自然を記念するもの
	区保護樹木・樹林	1.5mの高さで幹の周囲が1.2m以上の樹木、面積200㎡以上の樹林、長さ20m以上の生垣など
	景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの（国指定天然記念物を除く）

更新予定

P7の通り、更新予定

新たな制度を新規追加予定

景観計画の新旧対照イメージ

■現行計画

1 歴史的建造物を核とした景観形成・保全

景観法に基づく届出制度を活用し、歴史的建造物^{※1}を核とした歴史的景観の形成・保全を図ります。



歴史的建造物の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

◆文化財建造物 <国宝> 1. 旧東宮御所 <国指定重要文化財> 2. 増上寺三解脱門 3. 有章院（徳川家継） 霊廟二天門 4. 旧台徳院霊廟惣門 5. 慶應義塾三田演説館 6. 慶應義塾図書館 7. 瑞聖寺大雄宝殿 8. 明治学院インプリー館 9. 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館） <国登録有形文化財> 10. 堀商店 11. 大倉集古館陳列館 12. 東京水産大学雲鷹丸 13. 廣度院表門および練堀 14. 三菱電機株式会社高輪荘 15. 常照院本堂内陣 16. 妙定院熊野堂・土土蔵 17. 心光院表門 18. 菊池寛実記念智美術館別館 19. キリスト友会フレンズセンター	20. 国際文化会館本館 21. 大橋茶寮 22. 虎ノ門大坂屋砂場店舗 23. 東京タワー <都指定有形文化財> 24. 水川神社社殿 25. 増上寺経蔵 <区指定有形文化財> 26. 明治学院記念館 27. 増上寺旧方丈門 28. 旧乃木邸および馬小屋 29. 明治学院礼拝堂 30. 金刀比羅宮銅鳥居 31. 増上寺景光殿（旧広書院）表門 32. 清正公堂および山門 33. 旧協働会館 34. 善福寺本堂 <区登録有形文化財> 35. 跡抜門 36. 報土寺築地堀（練堀） 37. 泉岳寺中門 38. 泉岳寺山門 39. 浅野長矩および赤穂義士墓所門 40. 水盤舎（元甲府宰相綱重御霊屋水屋）	◆区外文化財建造物 <国登録有形文化財> 41. 旧文部省庁舎 ◆歴史的建造物 <都選定歴史的建造物> 1. 西町インターナショナル スクール（松方ハウス） 2. 虎ノ門 金刀比羅宮 3. 日本基督教団安藤記念教会 会堂 4. 港区高輪台小学校 5. 高輪消防署二本松出張所 6. 聖心女子学院正門
---	---	---

歴史的建造物の一覧^{※2}

※1 歴史的建造物：以下のものを指す。

- ・文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物
- ・景観法に基づく景観重要建造物
- ・東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物

※2 計画策定後に新たに指定・登録・選定された建造物等も歴史的建造物とする。

■変更案

項番、タイトルの変更予定

景観法に基づく届出制度を活用し、歴史的建造物^{※1}を核とした歴史的景観の形成・保全を図ります。



歴史的建造物の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

◆文化財建造物 <国宝> 1. 旧東宮御所 <国指定重要文化財> 2. 増上寺三解脱門 3. 有章院（徳川家継） 霊廟二天門 4. 旧台徳院霊廟惣門 5. 慶應義塾三田演説館 6. 慶應義塾図書館 7. 瑞聖寺大雄宝殿 8. 明治学院インプリー館 9. 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館） <国登録有形文化財> 10. 堀商店 11. 大倉集古館陳列館 12. 東京水産大学雲鷹丸 13. 廣度院表門および練堀 14. 三菱電機株式会社高輪荘 15. 常照院本堂内陣 16. 妙定院熊野堂・土土蔵 17. 心光院表門 18. 菊池寛実記念智美術館別館 19. キリスト友会フレンズセンター	20. 国際文化会館本館 21. 大橋茶寮 22. 虎ノ門大坂屋砂場店舗 23. 東京タワー <都指定有形文化財> 24. 水川神社社殿 25. 増上寺経蔵 <区指定有形文化財> 26. 明治学院記念館 27. 増上寺旧方丈門 28. 旧乃木邸および馬小屋 29. 明治学院礼拝堂 30. 金刀比羅宮銅鳥居 31. 増上寺景光殿（旧広書院）表門 32. 清正公堂および山門 33. 旧協働会館 34. 善福寺本堂 <区登録有形文化財> 35. 跡抜門 36. 報土寺築地堀（練堀） 37. 泉岳寺中門 38. 泉岳寺山門 39. 浅野長矩および赤穂義士墓所門 40. 水盤舎（元甲府宰相綱重御霊屋水屋）	◆区外文化財建造物 <国登録有形文化財> 41. 旧文部省庁舎 ◆歴史的建造物 <都選定歴史的建造物> 1. 西町インターナショナル スクール（松方ハウス） 2. 虎ノ門 金刀比羅宮 3. 日本基督教団安藤記念教会 会堂 4. 港区高輪台小学校 5. 高輪消防署二本松出張所 6. 聖心女子学院正門
---	---	---

歴史的建造物の一覧^{※2}

※1 歴史的建造物：以下のものを指す。

- ・文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物
- ・景観法に基づく景観重要建造物
- ・東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物

※2 計画策定後に新たに指定・登録・選定された建造物等も歴史的建造物とする。